

平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(基本方針)

本財団にあっては新法人となって五年度目を迎えることになった。社会は政治的な面で安定した様に見える。また、経済活動は一進一退の状況でアベノミクスに期待する所大であります。

これまでの国債利金収入については平成27年度まで従来通りの事業を安定的に遂行できる見通しであるが、平成28年度からは高利率の長期国債の満期を順次迎えることになるので、安心できる状況にはない。

当財団の希望としては奨学一時金の支給枠を10名まで増員したいと考えているが、基礎的財源となる寄附金がさらに50万円程度が必要になると見込まれるため現状では5名が限界である。

このような環境にあって、当財団が目指している人材育成への貢献は、経済情勢が低迷する中、市民の家計への教育費負担率増が想定される所であり、今後、益々奨学金による支援の必要性を希求され、存在意義が高まるものと考えている。

・事業の計画

以上の基本方針を踏まえて平成27年度は次の4項目の事業を計画した。

(1) ふるさと教育、生涯学習のための事業(公益目的事業1)

市内小学生を対象とした「楽しさ発見塾」を開催予定。

平成27年9月、黒石市社会福祉協議会との共催。

参加予定児童数は70名を上限とする。

「ふるさと読本第六集」の出版へ向けて資料収集を行う。

最終脱稿予定は平成28年3月。

出版予定は平成28年6月を予定。

(2) 育英奨学に関する事業(公益目的事業2)

小論文を募集し選考の上、5名にそれぞれ10万円を支給する。

審査会は平成27年7月開催予定。入選者5名を選定する。

佳作者には図書券を進呈する。

(3) 文化活動スポーツ活動振興のための支援事業(公益目的事業3)

文化活動およびスポーツ活動の申請があり次第、三役会において審査し、理事会において承認を受ける。

(4) その他目的を達成するために必要な事業(公益目的事業4)

理事会において人材育成に関する勉強会を開催する等。

・その他の事項

1．職員数について

職員は置かない（常勤職員 なし）

2．借入金について

借入れ限度額を100万円とする。

3．営利企業の保有株式について

現在は営利企業の株式を保有する予定なし。